

# 令和7年度 事業計画書

社会福祉法人

筑前町社会福祉協議会

## I. 令和7年度の方針

昨今の社会情勢は、コロナ禍の影響や物価高騰等の影響もあり生活困窮、人と人とのつながりの希薄化や支え合いの仕組みが弱まっている中、地域住民が抱える生活課題は一層複雑・多様化しています。

このような中令和6年度は、様々な関係機関、町民（団体）等と一緒に、地域福祉の新たな活動拠点を構築することができました。

本年度も様々な人（団体）との「出会い、つながり」を通じて地域生活課題の解決、地域福祉活動の推進に努めます。

近年は災害が頻発し、被害の激甚化、広域化から災害ボランティアセンターの平常時からの取り組みが必要不可欠と捉え、町、各関係機関、団体等と連携した訓練を実施します。

社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が中心となり、地域住民の立場から地域福祉を推進する行動計画「地域福祉活動計画」が5ヵ年計画の最終年度を迎えます。これを機にこれまでの活動を振り返り、「第2次地域福祉活動計画」の策定を町と連携し取り組みます。

## II. 重点施策

### 1. 法人運営事業の体制基盤整備

職員が業務に「目標」と「やりがい」をもって取り組めるように、研修等へ積極的に参加し、スキルの向上と他社協との連携強化に努めます。

職場内の各種ミーティングを活用し、情報共有と課題解決を組織で取り組む仕組み作りの構築に努めます。

### 2. 地域福祉活動計画の実現と第2次地域福祉活動計画の策定

5ヵ年計画の最終年度となる令和7年度は、最終目標の実現に向けて取り組んでいきます。

第2次地域福祉活動計画の策定に向けて、第1次地域福祉活動計画の課題と成果を抽出し、その分析から町の地域福祉計画と一体となった活動計画の策定に取り組みます。

### 3. 地域生活課題の解決、地域福祉活動の推進

生活困窮相談支援事業（5P）や生活支援コーディネーター事業（6P）でのアンケート結果から活動方針を定め取り組みます。

### 4. 地域福祉活動、ボランティア活動の担い手の発掘及び養成

町民へ地域福祉活動の理解と重要性を伝え、誰もが役割をもって主体的に活動へ参加できる仕組みづくりを進めます。

#### 5. 共同募金配分金事業の継続的見直しと事業の実施

共同募金寄付額の減少による共同募金配分金の減少を受け、より町民への理解と地域が必要とする共同募金配分事業の活用を模索し、変化させていきます。

### Ⅲ. 事業計画

#### 1. 法人運営

社協は、民間組織であり住民参加による組織運営が要求されています。そこで理事会、評議員会の開催をはじめ、住民のニーズが反映できる組織体制の強化を目指し、公共性の高い民間組織となるよう効率化・適正化を図るとともに、事業運営の透明性の向上に努めます。

##### (1) 法人運営事業

- ① 理事会・評議員会の開催
- ② 評議員選任・解任委員会の開催

##### (2) 組織運営及び機能強化

###### ① 財務運営管理

適正な財務管理を行います。

###### ② 個人情報保護法への対応

個人情報の守秘義務の認識及び漏洩防止体制を確立します。

###### ③ 労務管理の強化

働き方改革に伴い労働環境の改善に取り組み、職員の育成と体制の強化を図ります。

##### (3) 役職員の資質の向上

役員及び職員の研修体制の確立及び各種研修会への積極的な参加を推進します。

##### (4) 事務局体制の整備

事務局機能の効率化と総合力を高め、企画・立案、事業運営能力の向上を目指します。

##### (5) 広報活動の推進（広報・ホームページ等）

社協の事業や地域活動を広く町民に情報発信し、福祉事業への理解と支援を得られるようにします。

① 広報紙発行

「ちくぜん社協だより」・「声の社協だより」年4回

② 町発行広報紙「広報ちくぜん」及び町公式LINEによる情報発信

③ ホームページの更新

## 2. 社会福祉事業

### (1) 独自事業

① 心配ごと相談事業

日常的に住民が抱える悩みや困りごと等を相談する窓口として開設し、相談員が傾聴・助言を行います。また、無料弁護士相談や専門的に相談できる機関を紹介し問題解決の手助けを行います。

ア) 毎月第1、第3金曜日に相談日開設

イ) 相談員を対象に研修会を開催

### (2) 受託事業

① いきいきサロン事業

高齢者（おおむね65歳以上）が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域で支えあい、共に元気で楽しく心を通わせる場となるいきいきサロン事業を推進します。

サロンメニューの充実を図り、各地区が主体性をもってサロン活動ができるようにサポートを行います。また、園児・小学生との交流や福祉教育への協働等多様な交流の場となるよう取り組みます。

ア) 各地区のサロン活動（全33地区）

イ) サロン代表者会（4月、9月、2月）

ウ) 野外活動

エ) 合同交流会（12月）

② 放課後児童健全育成事業

小学生を対象に、放課後こどもが帰宅しても就労等のため保護者が不在等の家庭に代わって保育を行います。

ア) 保護者、学校、こども未来センター、スクールソーシャルワーカーと連携を図り、児童の見守り・支援を行います。

イ) 安全第一での運営を推進するため「安全計画」・「安全管理マニュアル」に

則した運営に取り組みます。

ウ) 統括支援員が随時学童保育に入り支援員との更なる連携強化に努めます。

エ) 研修会に参加し、支援員の資質向上を図ります。

オ) 雇用安定のため、処遇改善について提案・協議します。

カ) 学童連絡会を開催し、関係機関と連携、情報共有を図ります。

### ③ 障害者相談支援事業

障がいのある人が自立した生活を営むことができるように、情報提供の便宜や、権利擁護のための必要な援助、市町村やサービス事業者との連絡調整を行います。障害者総合支援法に基づき事業を推進します。また、基幹相談支援センター設置に向け、福祉課を中心に関係機関と協議を行います。

#### ア) 指定特定相談事業

スムーズな障害福祉サービスの利用ができるようにサービス等利用計画の作成を行います。

#### イ) 指定一般相談支援事業

障がいに関する多様な相談に障害者相談支援専門員が対応します。また、心配ごと相談日に合わせて、障がい相談日を開設します。

### ④ 障害支援区分認定調査

障害福祉サービスの利用を希望する本人の心身の状態や生活状況を聞き取り、必要性を調査し、調査票の作成を行います。

### ⑤ 手話・要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚障がい者が自立した社会生活を営むための情報を得る手段として、手話通訳及び要約筆記通訳の派遣を行います。

### ⑥ 在宅介護者リフレッシュ事業

介護者のリフレッシュとよりよい介護につながるような情報交換の機会を提供します。

関係者及び関係機関へ案内を継続的に行い、事業内容の周知を行います。また、年間計画が分かるチラシの作成や関係機関へのアンケート調査を行う等介護者の実態を把握し、より参加しやすい事業展開に努めます。

### ⑦ 生活福祉資金貸付事業

#### ア) 生活福祉資金貸付事業

県社協の相談窓口として、低所得者、障がい者又は高齢者に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るための貸付相談を行います。

イ) 生活困窮相談支援事業

コロナ禍や物価高騰の影響により、生活困窮に陥った人の相談やアンケート調査の結果を受けて、様々な相談機関と連携をとり、安定した生活を取り戻すことができるよう支援に取り組みます。

⑧ 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援します。

ア) 適切に事業を活用してもらえよう、事業内容の周知・啓発を行います。

イ) 研修会に参加し、担当職員の知識向上を図ります。

⑨ ボランティアセンター運営事業

幅広い世代を対象にした取り組みを実施し、ボランティアの理解と活動の推進を行います。2年目を迎える小・中学生対象の「筑前町ボランティア部」の発展をはじめ、子育て世代を対象にした担い手につながる講座の実施、登録団体及び個人ボランティアの更なる活動を支援します。

ア) 情報の発信

- ・センターだよりの発行（年3回）
- ・ホームページを活用した情報発信

イ) ボランティア依頼の対応及び活動の提供

- ・ボランティア依頼への対応及びボランティアへの調整を行います。
- ・活動の場の充実を図るため町や町内・近隣福祉施設等と連携を行います。

ウ) 児童・青少年福祉事業と連携した福祉教育への取り組み

- ・筑前町ボランティア部の活動を実施します。
- ・小・中学生向けに福祉教育の啓発と推進を行います。
- ・福祉教育サポーター養成及び活動の場を提供します。

エ) ボランティアセンター運営委員会の実施（5月、11月）

オ) 各種ボランティア講座の実施

講座後のボランティア活動や地域福祉への興味・関心につながる講座を実施します。

- i. 動物福祉ボランティア講座（仮称）
- ii. ボランティア入門講座&ボランティア体験
- iii. 災害ボランティア講座

- iv. 子育て世代担い手講座
- v. 福祉教育サポーター養成講座
- vi. ボランティア受け入れ講座（依頼があれば対応）
- カ) ボランティアの活動支援
  - 登録ボランティア団体・個人への活動をサポートします。
  - i. 事前登録災害ボランティアの養成
  - ii. 団体運営に関する相談及び助成金申請に関するサポート
  - iii. 登録ボランティア同士の交流会
- ⑩ 生活支援コーディネーター事業
  - いつまでもこの地域で暮らしていけるように、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実を図り、身近な地域での支えあいを推進します。
  - また地域や個別の相談に対して、スポット的に介入し関係機関との連携も踏まえ、断らないサービスに努めます。
  - ア) LINE 脳若 365 を活用した情報発信
    - 地域の先進的な取り組みや、地域、町、社協等の取り組みに興味をもってもらい、地域福祉活動者の登録者の増進を目指します。また社協の各種事業を掲載し、社協事業への参加や理解推進に取り組みます。
  - イ) つどいの場の継続支援と見える化
    - 地域の支えあいのきっかけとなるつどいの場の手伝いや、現在水面下で活動しているつどいの場の見える化を推進します。
  - ウ) 住民参加型有償生活支援サービス事業の継続
    - 生活支援の実施者である「かせし隊」の登録者の増員を必要に応じて実施します。
    - 「かせし隊」の更なる地域福祉への理解や利用者への寄り添い支援が行えるようスキルアップ講座を実施します。
  - エ) 知っ得ブックの作成
    - 町、福祉関係事業所や福祉団体、民間事業所等すべての暮らしの情報を網羅したパンフレットを町との協議、各種関係機関との連携及び情報収集を行い作成します。
  - オ) 令和6年度実施したアンケート結果をもとに課題解決の支援に着手します。

### (3) 共同募金配分金事業

#### ①高齢者福祉事業

ア) 高齢者のつどい～縁倶楽部～

年3回、高齢者が集まる機会をつくり、参加者同士の交流を図ります。

イ) 小物づくり講座

小物づくりを通して、地域と関わるきっかけづくりや楽しみながら地域活動へ参加する場（講座）を実施します。

ウ) 敬老の日祝い事業

白寿と米寿を迎えられた方へ「敬老のお祝い」を贈呈します。

エ) いきいきサロン応援隊育成

体操やレクリエーションの技術と知識を習得します。また、応援隊の高齢化及び隊員不足の解消のため福祉課と協力し、隊員確保への取り組みを行います。

オ) シニアクラブ連合会への助成金配分及び支援

シニアクラブの活動に対する事務支援、相談支援を行います。

カ) 遺族会への配分及び支援

自主活動の事務支援と助成金配分を行います。

#### ②障がい者福祉事業

ア) 障がい者のつどい

障がいのある人と地域住民のふれあいの場を提供し、障がいへの理解の推進を行います。

イ) 福祉用具の貸与

地域福祉活動の支援及び在宅福祉における利用者や家族の日常生活の負担軽減のため、福祉教育用具や介護福祉用具の貸出を行います。また広報紙等を活用し、事業内容の周知に努めます。

ウ) コミュニケーション講座（仮称）

地域に住む様々な障がいがある人と楽しくコミュニケーションを取るための話し方や、当事者の思いを知ることで、障がいへの理解を学ぶ講座を行います。

エ) 楽しく学ぶ手話体験講座

聴覚障がい者の理解と手話への関心を推進することを目的に、聴覚障がい者と子どもから大人まで幅広い地域住民が楽しみながら交流する場を提供

します。

オ) 身体障がい者福祉協会への助成金配分及び活動支援  
自主的活動の助言と事務を支援し助成金配分を行います。

カ) 障がい者小規模作業所への助成金配分  
町内2か所の小規模作業所へ助成金配分を行います。

### ③児童・青少年福祉事業

ア) 小学生の福祉教育の推進

各小学校区の地域性、学年に応じた福祉への理解と芽生えを目的に、福祉教育を推進します。

i. 福祉教育プログラムを充実し各小学校へ提案します。

ii. 地域住民（福祉教育サポーター）や町、社会福祉法人と連携し、授業に取り組みます。

iii. 福祉教育教材「ともに生きる」を希望する小学校へ配布します。

イ) 福祉協力校への配分

町内の小学校と中学校へ助成金配分を行います。

ウ) 福祉教育用具の貸与

### ④その他の福祉事業

ア) 福祉育成

i. バス停（全14カ所）の管理・定期的な清掃と老朽化したバス停の補修を行います。

ii. レクリエーション用具の貸与

イ) ボランティア活動

i. ボランティア連絡協議会への助成金配分と支援を行います。

ii. 地域を住み良くするための支えあい活動を実施している団体等へ助成「筑前町を良くする助成金」を行います。

iii. 新たに地域福祉活動をはじめる地域住民やボランティア団体等への助成「筑前町地域福祉活動スタートアップ応援助成金」を行います。

iv. 地域で活動しているつどいの場の運営に関する助成「つどいの場運営助成金」を行います。

ウ) 担い手講座

若者・働く世代、子育て世代が、地域活動やボランティア活動へ興味や関心をもつきっかけとなる講座を実施します。

## エ) 防災・災害時支援事業

近年、毎年のように日本各地で発生している災害に備え、地域の防災・減災の意識向上を目的に実施します。また、町内や近隣市町村で発生した場合、ボランティア活動が速やかに行えるように対応します。

- ① 地域向け災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
- ② 町内在住の災害ボランティア活動者に対するボランティア活動保険の助成

## 3. その他

### (1) 社会福祉法人連絡会

#### ① 社会福祉法人連絡会（施設長会）

社会福祉法人の「社会貢献活動」を検討する場として、町内8つの社会福祉法人で「筑前町社会福祉法人連絡会」を組織しています。

法人間の情報共有とサポーター部会と連携して筑前町の地域課題の解決に向けた助言の場となるよう努めます。

また令和6年度に締結した「筑前町社会福祉法人連絡会における災害時相互支援協定 事業継続計画（BCP）連携協定締結書」の具体的な取り組み方針を提案していきます。

#### ② サポーター部会

ア) ライフレスキューサポーターが集まり、生活困窮者に対する支援を行います。

イ) 毎月1回、サポーター部会を開催し、事例検討と情報の共有を行います。

ウ) 様々な社会貢献活動に取り組みます。

### (2) まちづくり出前講座

地域福祉の推進のため、町内の団体やグループを対象に出前講座を行います。

- ① 介護予防のためにできること
- ② レクリエーション用具で遊ぼう！
- ③ はじめてみよう！ボランティア活動
- ④ 体験してみよう！！身近な「ふくし」
- ⑤ 赤い羽根共同募金のこと

**(3) 「災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書」の見直し**

平成 25 年 5 月 30 日に締結した町との「筑前町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書」の改訂について町と協議します。

**(4) 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの改訂**

平成 25 年 6 月 7 日に作成した「筑前町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を現状に沿ったマニュアルに改訂します。

**(5) 高齢者スマホ普及事業（生涯学習課共催）**

高齢者を対象にスマホに対する基本的な知識を学ぶための講座を生涯学習課と共催で行います。講座のサポートとして、学生ボランティア（ボランティア部含む）等と連携して実施します。